

し 知っ 得！かしこい消費者

【編集・発行】台東区 区民部くらしの相談課消費者担当

〒110-8615 台東区東上野4-5-6 TEL03-5246-1144

身の回りの小さなトラブル、気がついていませんか？

～消費者トラブルはいろいろな所にひそんでいます～

事例
1

スマートフォンのSNSで「今なら初回500円」という美肌サプリメントの広告を見た。「500円なら自分で払える」と思い申し込んだ。ところが、翌月も同じサプリメントが送られて来て、3980円の振込み用紙が入っていたので、はじめて**定期購入**だとわかった。



1回だけの購入のつもりが安い価格に気を取られ、「複数回の定期購入が条件」ということに気付かなかったという相談が寄せられています。広告の条件をよく読まない、見落としてしまいます。

事例
2

欲しいスニーカーがあったのでスマホで商品名を検索したら「激安ショップ」というオンラインショップを見つけた。注文後5000円を振り込んだが、スニーカーが**送られて来ない**。



通信販売で「お金を振り込んだが商品が送られて来ない」というトラブルがたくさんあります。申し込もうとしているサイトが信用できるか慎重に考えましょう。

インターネットによる通信販売で「注文したのに商品が届かない」「海外から偽物が届いた」「連絡が取れない」などのトラブルが多くなっているよ。大手の会社と錯覚させるようなものや、「激安」等と表示してブランド品の価格を大幅に値下げしているサイトは要注意！また、「初回」の価格が大きく記載されていて、「定期購入」であることは小さく記載されていて見落としてしまうこともあるよ！

サイトの「特定商取引法に基づく表記」や「会社概要」などに販売業者の住所や電話番号商品の引き渡し時期、返品条件などを記載しなければならないことになっています。連絡先がメールアドレスしかない、サイトの日本語が不自然、支払い方法が個人名義の銀行口座に前払いしかできない等は注意が必要だよ！

通信販売では「クーリング・オフ」の制度はありません。「思っていた物と違う」と思っても返品出来ないこともあります。「返品特約」に記載されている条件を良く読んで、返品できるか、返品できる期間、送料の有無等必ず確認しよう！

クーリング・オフとは

訪問販売や電話勧誘販売など不意打ち的に契約した場合には、契約書面を受け取った日から8日以内までなら無条件で契約をやめられます。学習塾、英会話学校やエステなど店舗で契約しても、クーリング・オフ出来る場合もあります。

事例
3

第三者が作成した動画を無断で動画投稿サイトに投稿したら**著作権**違反だと言われ、自分の名前や学校名などがネット上に書込まれた。



誰でも、自分が作ったものを許可なく使われたら嫌な気持ちになるはずですが、ネットの世界では軽い気持ちで流用しがちなので注意が必要です。

事例
4

メッセージアプリの複数のグループに入っているが、トークが深夜まで途切れることがなく寝られない。



SNSをはじめ、ネットの使い方は自分で時間やルールを決めないと、どんどん自制が効かなくなりがちです。自分の中のルールを決めませんか？

音楽や映像や書籍等の著作物には作者の「著作権」があります。著作権のあるものを無断でネット上に投稿すると、作者から著作権侵害で訴えられることがあるよ。また、スマートフォンで簡単に写真が撮れるけど、肖像権にも注意しよう！

軽い気持ちでネット上に書き込んで「しまった！」と思い、削除しようとしても、完全に削除することはできません。書き込んだ内容によっては就職など将来に影響する場合があります。ネットに書き込む前には、一呼吸置いて、冷静になることが大切だよ！

「SNS疲れ」で日々の生活に影響が出ている人も！！「ネット依存外来」という診療科で、治療が必要になってしまう人もいますので、ネットとは程よい距離感を保とう！

他にもあるよ！。身近な危険

スマートフォンを充電していたら、アダプターの充電用コネクタから発火した！

充電用のコネクタ部の変形や、液体の付着によるショートが原因で、異常発火することがあります。充電用コネクタは接続の方向を確認してまっすぐに差し込み、液体や異物が入らないよう気を付けましょう。



自分でカラーリングをしたら、顔や頭皮にぶつぶつが出た。

ヘアカラーリングでアレルギーを発症することがあります。異常を感じたらすぐに使用を中止し、回復しない時は医師の診察を受けましょう。また、必ずパッチテストをしましょう！



消費生活センターでは、買った商品が届かないなど商品の購入に関するトラブル、インターネットのワンクリック請求のような契約に関する相談を始め、購入した商品の不具合や事故など、多岐にわたる相談を受けています。

高校生のみなさんでも、もちろん相談することが出来ます。トラブルになる前のご相談もOKです。費用もかかりません。

何か心配なことがあったら、まず、電話してみてください。

秘密
厳守
す！



台東区消費生活センター相談電話 03-5246-1133 9時～16時（月～金）